

◎民法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○国籍法（昭和二十五年法律第四百十七号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（認知された子の国籍の取得）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>（認知された子の国籍の取得）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項の規定は、認知について反対の事実があるときは、適用しない。</p>	<p>（認知された子の国籍の取得）</p> <p>第三条 父又は母が認知した子で十八歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。</p> <p>〔新設〕</p>